## 令和 4 年川崎市「成人の日を祝うつどい」

## 成人式サポーター募集



イラスト: 五十嵐明香さん(令和3年成人式ポスター優秀賞作品)

## "成人式サポーター"って?!

令和4(2022)年1月10日(月・祝)に開催される「成人の日を祝うつどい」に向けて、**高校生、大学生、社会人**などの若い世代の人たちが集まって、自分たちの想いをカタチにし、忘れられない成人式を企画するグループです。ビデオメッセージ・CM・パンフレットの制作などを行います。コロナ禍における対策や対応を考えながら、最大限楽しめる工夫をし、一緒に思い出に残る最幸の企画を考えましょう!



問合せ・申込み 川崎市成人式企画実施委員会事務局 Tel 044-200-2669 Fax 044-200-3931 Mail 45sien@city.kawasaki.jp 〒210-8577 川崎区宮本町1番地 川崎市こども未来局青少年支援室内

新成人

のた

 $\Diamond$ 

の祝

い の

緒

に

作

り上

一げま

せんか



「カワスイ川崎水族館」からのお祝いビデオメッセージ取材が祝いビデオメッセージ取材







対象:川崎市内在住・在学・在勤いずれかで、おおむね16歳から25歳の方

下記の活動日の全てに出席が可能な方(※必須ではありませんが原則可能な方)

活 動:11回(月1回)程度。平日の場合は夜、休日の場合は午前もしくは午後、区役所・

市民館などで(中原区・高津区周辺)

活動日: 令和3(2021)年7月13日/8月3日・24日/9月14日/10月5日・26日

/11月16日/12月7日(全て火曜日)

令和4(2022)年1月9日(日)・10日(月・祝)/2月1日(火)

※変更となる場合があります。

申 込:川崎市ホームページのサポーター申込フォームにて(メール・FAX でも可)

令和 3(2021)年 6 月 3 0 日 (水) までにお申し込みください。



## 成人式サポーターグループ設置要綱

(目的及び設置)

第1条 成人の日行事(川崎市「成人の日を祝うつどい」。以下、「成人式」という。)の開催にあたり、広く青少年層から意見や要望等を聞くとともに、青少年層が企画の提案や成人式へ協力参加等をすることにより、成人式を身近で親しみのある行事とするため、川崎市成人式企画実施委員会設置要綱第7条の規定により、青少年層による成人式サポーターグループを設置する。

(事業)

- 第2条 成人式サポーターグループは、川崎市成人式企画実施委員会(以下、「委員会」という。) と協力しながら、次の事業を行うものとする。
  - (1)成人式に係わる意見や要望等の提案
  - (2) 成人式に係わる広報や案内
  - (3) 成人式に係わる事業協力ならびに自主的活動
  - (4) 前3号を実施するための会議の開催
  - (5) その他、成人式の開催に必要と思われる事項

(成人式サポーターおよび組織)

- 第3条 成人式サポーターグループは、市内在住・在学・在勤のいずれかを満たす16歳から2 5歳程度までの人で、第1条に掲げる目的を理解し、協力できる人を公募または青少年団体等 からの推薦により募集した成人式サポーターにより組織する。
- 2 成人式サポーターグループには、代表1名、副代表2名以内を置く。
- 3 代表、副代表の選出はサポーターの互選とする。

(代表等の職務内容)

- 第4条 成人式サポーターグループ代表は、組織を代表し、会務を総括する。
- 2 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 代表は、成人式サポーターグループを代表して委員会の委員となる。(会議)
- 第5条 成人式サポーターグループの会議は必要に応じて代表が招集し、その議長となる。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは代表の決するところによる。 (事務局)
- 第6条 成人式サポーターグループの組織には事務局を設置し、事務局は、川崎市こども未来局 青少年支援室におく。

(設置期間)

- 第7条 成人式サポーターグループの設置期間は、当該年度の3月31日までとする。 (その他の事項)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、成人式サポーターグループの運営について必要な事項は、 成人式サポーターグループの会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成18年6月5日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。